

大槻原開墾と桑野村の誕生

大槻原開墾と開成社

旧福島県内では、旧二本松藩士族の生活の安定も課題のひとつであった。県令安場保和は、自ら二本松へ赴き、旧二本松藩士族に大槻原への移住入植の勧誘を行った。しかし入植希望者は少なかった。

一方、大槻原開墾準備の内旨を受けた戸長たちが入植者を募集したところ、数百人の希望者が集まった。しかし、その実態は「座シテ地ヲ得ルヲ期スル徒ノミ」(『安積事業誌』)で、自己資金による開墾を行える者はおらず、福島県開拓掛の中條政恒は、彼らの入植を許さなかった。

中條は、郡山の富商である阿部茂兵衛たちに事業への参加を促した。当初、商人たちは半信半疑であったが、中條の熱心な説得もあり、事業への参加を決意した。郡山の富商25名による「開成社」が結社された。

福島県は明治6年(1873)4月4日付けで、大蔵省へ開墾方法及び目論見書等を添えて「開拓費七千円并増石税中新古間金ノ二割御下附ヲ再願」を提出した。福島県は、「自力開墾」「官民合力開墾(手当開墾)」「官費開墾」の実施方法を挙げた。

「自力開墾」は、補助金に頼らず自己資金で行う開墾で、「開成社」の開墾がこれにあたる。「官民合力開墾」は、開墾資金を貸与し開墾を行うもので、旧二本松藩士族や一般農民による開墾がこれにあたる。「官費開墾」は、囚人による官営の開墾を想定していたが、結局実行はされなかった。



開成社員
明治天皇に拝謁した際の洋装姿。

告諭書
天地ノ恩ハ大無量ニシテ、土ヲ造リ人ヲ生ミ、其他五穀(稻・麦・黍・粟・大豆・赤小豆・豌豆・胡麻ノ類ヲ云)、三草(木綿・麻・藍・紅花・玉蜀黍ノ類ヲ云)、四木(茶・楮・桑ノ類ヲ云)等種々百穀ノ品物ヲ殖ヘテ衆庶ノ生養ヲ自由ナラシム、生々ノ功実ニ形容ノ尽スルニ無之候、乍去ル人力之ヲ贊ケサレハ、右生々ノ功時アリテ沮屈ニ立至候儀有之、荒蕪シテ數千年ヲ過タル管内原野ノ如キモノ、則チ其類ヒニ候、天地既ニ吾ヲ生ミ亦其助ヲ求メントス、然ルニ關クベキノ地ヲ開カス、植コヘキノ物ヲ植ヘス、悪草速ニ蔓リ寒畑四方ニ浮居候条、皆是人々勉勵セシ、百事懶惰ニ打過キ候ヨリ生ス、静ニ考ヘ候得ハ、天ノ求メニ背キ吾ヲ生ムノ恩ヲ捨ツ、勿体ナキ事ニ候、況ヤ各国貿易日ニ盛、生糸・蚕卵両種ノ如キハ世界中ニモ稀成ル良品ニテ、日本ノ名産第一ト申事ニ候得ハ、出精奮発シテ畑ヲ開キ桑ヲ養フモノハ末永ク幸福ヲ受ケ、銘々富有ノ基ヲ開候儀、万々疑ヒナキ次第ニ候、且ツ其事他人ニ関ルニ非ス、一尺ヲ開ケハ一尺ノ仕合アリ、一寸ヲ墾スレハ一寸ノ幸アリ、猶怠惰勉力セシ衣食住ノ貧困ニ苦ミ、或ハ己レ千万ノ富ヲ重ネテ、此等ノ善事ニ憤発セス甘シシテ守銭虜ト相成居候モノ、実ニ自棄ノ民ニ無之候哉、今 朝廷難有御趣意ヨリ、夫々御世話被成下得難キノ好時機ニ候得ハ、此地ヲ開カントスルモノ深ク感戴、其地ニ就テ耕耘培養ヲ怠ラス、或ハ天地人民ニ対シテ公平ノ憤発ニ及ヒ、結社協力シテ此業ヲ担ヒ、遂ニ満郊ノ桑林ヲ仕立、無窮ノ洪利ヲ抽出シ可申候、是則銘々共人力ヲ以テ天功ヲ贊ケ、己ヲ利シテ 朝廷ニ忠アル所以ノ職分ニ候、能ク之ヲ考ヘ能ク之ヲ勉メヨ

明治六年四月 福島県
右者一般ニ触示、更ニ墾場ニ於テ揭示露告ス、

告諭書
『福島県開墾誌 上』県庁文書(福島県歴史資料館蔵)より抜粋 読点「・」中点「・」を加えた。原文細字2行の箇所を()内1行とした。
明治6年(1873)4月に福島県より発せられた告諭書。

桑野村の誕生

福島県は、養蚕・製糸業の発展を目指し、開墾地では桑を植えることを想定していた。しかし、開成社では「開墾ヲ為スニ桑樹ノミヲ植工、水田ニ及ハザルハ農家ヲ全ウスルノ方策ニ非サルニ似タリ」(『開成社記録』)として、水田も作ることにした。また、既存の水利権を侵害せず用水を確保するために、用水池の築造を行った。難工事だったが、明治7年(1874)1月4日に竣工し、「開成沼」と名付けられた。開成沼があった場所は、現在開成山陸上競技場となっている。

開墾地では、地元民の協力も得ながら、幹線道路が作られた。入植者のための家屋が建設され、遥拝所(現在の開成山大神宮)が設けられた。郵便局が設置され、小学校が開校するなど、村としての形が整っていった。

後に境界争いが起こらないように、隣接地や近隣の村々の飛地を新村に組み込む形で、明治9年(1876)4月7日付けで開墾地は「桑野村」となった。



福島県管下安積郡桑野村開成山より
開成沼眺望の図
宮内庁三の丸尚蔵館蔵
『各地勝景三 明治九年巡幸関係・小笠原島ほか』より